

4029 日スイス経済連携協定に係る輸入貨物の関税撤廃

日スイス経済連携協定では、附属書一で具体的な譲許の内容を定めています。日本側における関税撤廃、関税削減、関税割当等の譲許の区分については、附属書一付録一第一節の「日本国の表についての注釈」で規定されています(参考1)。また、日本側における関税割当の詳細については、同様に「日本国の表についての注釈」に規定されています(参考2)。

(参考1：譲許の区分)

区分	内 容	備 考
A	協定の発効日に関税を撤廃	即時関税撤廃品目 (例：インスタントコーヒー、アロマオイル、ペクチン(食品添加物))
Bn	協定の発効日から「n+1」回の毎年均等な関税の引下げにより、基準税率から「n+1」回目で関税撤廃	段階的関税撤廃品目 n=3, 5, 7, 9, 10, 12, 15 (初回：協定発効日、第2回目以降：4月1日) (例：煎ったコーヒー、乾燥果実、ボトルワイン、プラスチック、石油製品)
Pa-Pm	協定発効時から約束した税率を適用(現行税率等からの即時関税引下げ)	税率約束品目 (例：ワッフル・ウェハー、フルーツピューレ)
Pn	段階的引下げによる関税撤廃・削減	段階的関税引下品目 (例：一部の皮革・履物)
Q	関税割当を設定	関税割当品目 (例：一部のスイス特産ナチュラルチーズ、チョコレート菓子、無糖ココア調製品)
X	関税撤廃等の譲許なし	除外品目 (例：米麦、米麦調製品、牛肉、豚肉、水産IQ品)

(参考2：関税割当の詳細)

記号	品 目	内 容
(Qa)	乾燥牛肉	割当数量：1年目2トン→6年目以降10トン、枠内税率80.75円/kg
(Qb)	一部のスイス特産ナチュラルチーズ	割当数量：1年目600トン→11年目以降1,000トン、枠内税率：6年間で29.8%から14.9%まで毎年均等に引下げ
(Qc)	砂糖菓子	割当数量：毎年100トン、枠内税率：20.0%
(Qd)	無糖ココア調製品	割当数量：毎年5トン、枠内税率：無税
(Qe)	チョコレート菓子	割当数量：毎年1500トン、枠内税率：8%
	チーズ調製品*	割当数量：毎年23トン、枠内税率：21.0%
(Qf)	*チーズ、ワイン及び他の成分(例えば、蒸留酒、塩、でん粉、香辛料。ただし、でん粉については、その含有量が全重量の3%以下のものに限る。)から成り、チーズの含有量が全重量の50%以上であり、かつ、アルコール飲料の含有量が全重量の20%以上のもののうち、小売用の容器入りにしたもの(容器とも一つの重量が0.9kg以下のものに限る)	

日・スイスの関税譲許に関する条文

- 日本国の表（協定附属書一付録一第一節及び第二節）（和文）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_swit/pdfs/fuzoku01.pdf
- 日本国の表及びスイスの表（協定附属書一付録一及び付録二）（英文）
<http://www.mofa.go.jp/region/europe/switzerland/epa0902/annex1.pdf>